

## 堺市社会的養育推進計画 第4回懇話会

日 時：令和元年7月31日（水）9：30～

場 所：堺市役所 本館地下1階 多目的室

○事務局 本当に大変、お暑い中、また朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は委員7名、全員の方にご出席いただいております。ありがとうございます。

本懇話会は、要綱第6項に基づき、公開となっております。現在、1名の傍聴の方がいらっしゃいます。

あと、本日の会議内容は会議録作成のために録音させていただきます。

また、会議録につきましては堺市のホームページで公開させていただきますので、あらかじめ承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、まず、最初に本日の配布資料のほうの確認をさせていただきます。

まず、第4回懇話会の次第、1枚物になります。そして、資料1としまして、こちらが通しナンバーで1ページから5ページ、資料2が通しページナンバーで6ページから9ページ、資料3のほうが通しページで10ページから11ページ、そして資料4のほうは12ページから18ページとなっております。

資料のほうは全てそろっておりますでしょうか。

本日の次第のほうですけれども、机の上に置いてありますバインダーと申しますか、ファイルの第1回目の資料3、A3のページのほうになりますが、こちらが堺市の社会的養育推進計画図の全体象というところで、今回につきましては、下のほうの（2）の「当事者である子どもの権利擁護の取組」、右手下のほうの（7）「施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」、そしてその下の（9）の「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」、この3つの内容をご検討していただく形となります。

時間配分といたしまして、議題1、先ほどの（2）「当事者である子どもの権利擁護の取組」につきましては約30分、議題2のほうにつきましては、こちらも約30分程度、議題3「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」、こちらについては15分、そして議題終了後の報告案件といたしまして、堺市児童養護施設部会から出席いただいております井上委員より、資料4に基づきまして、「堺市の児童養護施設入所児童について」のご報告を約15分程度い

ただ形となっております。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行となるよう、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、伊藤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○伊藤座長　皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが議事を進行させていただきたいと思ひます。

議題1の「当事者である子どもの権利擁護の取組」について、事務局のほうからご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局　事務局岩本です。着座にて説明させていただきます。

資料1の1枚目をごらんください。

資料1では、大きく3つに資料の構成をさせていただいてつくらせていただいております。

まず、1つ目の構成としましては、1枚目にございますとおり1-1としまして、子どもからの意見を聴取する取組というところでまとめてさせていただいております。

続きまして、4枚目の3行目になりますけれども、1-2、施策等を検討する際には子どもの複数参画を求める、意見聴取をすることというところが2つ目、そして3つ目としまして、最後の5ページ目の真ん中より少し上になりますけれども、1-3としまして、第三者支援による子どもからの意見聴取ということで、大きく3つに分けさせていただいて資料を構成させていただいております。

そうしましたら1枚目に戻りまして、説明のほうをさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

1枚目の上のほうの〈国の方針・方向性〉の説明からさせていただきます。これは国の策定要領の文章を、そのまま引用させていただいているものになります。

読ませていただきます。

「措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。」ということでございます。

ですので、我々として、今現状、堺市としてやっている取組と概要のほうを今から説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、1つ目ですけれども、「「子どもの権利ノート」ハンドブックの活用」というところ

です。

我々のほう、子ども相談所の職員、そして施設の職員が、このようなハンドブックという形で、この緑色の冊子を使いまして、随時、このハンドブックを活用しまして、子どもさんの健やかな成長や自立支援をしていくために、作成しているものとなっております。

このハンドブックに記載している項目というのは、お手元にございませぬけれども、堺市における社会的養護に関する施策のポイントを取り上げているものであったりとか、子ども相談所の機能や役割をうたっていたり、また児童養護施設の説明としまして、入所の対象児童さんであったりとか、配置する職員さん、そして目的、役割、機能をうたっております。

また、インテークからアフターケアに至るまでの援助内容、そして、また後で説明がありますけれども、権利ノートの目的などなどの説明をまとめさせていただいてまして、これらを職員が活用しているというところでございます。

こういった権利ノートハンドブックを活用しまして、子どもの健やかな成長や自立を支援しているというところでございます。これが1つ目の取り組みと思います。

2つ目です。2つ目の箱になりますけれども、子ども相談所におきまして、児童援助計画の作成、そして施設さんにおきまして、児童援助計画に基づきまして自立支援計画を作成しているというところになっております。

これらにつきましては、箱の一番下の3行目になりますけれども、「子ども・保護者に十分、情報提供した上で、家族応援会議を行うなどしまして、子ども・保護者の意向と関係機関の意見を踏まえて、このあたりの帳表は作成しているということでございます。

3つ目の箱のほうに移らせていただきます。ここの箱のペーパーに記載はしておりませぬけれども、ここの趣旨というのは国の策定要領では、特に代替養育に関する措置、また、その措置変更のとき、措置を継続していく際には定期的に丁寧な説明を子どもさんにして意見を聴取し、反映することということにあります。

右側の箱のちょうど6行目ぐらいです。「児童養護施設等への」というところですが、「措置をする場合は、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、特段の事情がない限りは、入所させようとする施設の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡説明している。」、そして、また、子どもの年齢や態様に応じまして懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や、来所の方法により子ども相談所に相談できることを、次のページですけれども、連絡しているというところになっております。

これらの説明を行う際には、先ほどの、「子どもの権利ノート」を活用しているというところ  
ろです。

また、施設へ入所する前にはですけれども、次の行になりますけれども、「生活のしおり」  
を活用しまして、入所する施設はどんなところか、学校の地域、特色、養育の方針、職員の構  
成、また1日の流れ、主な行事などなど、施設生活上の約束事、家族との面会、帰宅、通信な  
どなどの手続の説明も行っているというところでございます。

そして、権利ノートの※1のところは飛ばしますけれども、下の4行目からけれども、「子  
どもの権利ノート」には、「子どもたちへの大切なお知らせ」というはがきを添付いたしまし  
て、使い方について子どもの年齢に応じた説明をするとともに、届け出があった場合についま  
しては、全児童に面接等々を行い、速やかに対応している状況でございます。

続きまして、真ん中の箱になりますけれども、「子ども相談所による児童養護施設等在籍児  
童の状況調査」というところでは、

年1回、この調査は実施しております。児童福祉司と施設職員で自立支援計画の見直し・修  
正を行っております。児童さんとも個別に面接を行い、児童の意見も計画も取り入れられるよ  
うにしております。必要に応じてカンファレンスも行って、子どもさんの実態に合うように、  
タイムリーに見直し・修正を行っております。

次の、一番下の箱、左側ですけれども、「苦情解決の推進、意見や苦情を言いやすい環境づ  
くり」といたしまして、施設のほうでは苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置しまして、苦  
情を聞いて解決に努めております。

この苦情解決責任者というのは、主に施設長さん、そして受付担当者は主任さんであったり  
事務員さんであったりというような形で設置をしていただいているというところでは、そして  
苦情を聞きまして、解決に努めております。

また、施設職員以外の第三者を苦情の相談員や苦情の調整委員として、解決のために適切な  
対応を行っております。この第三者につきましては、民生委員児童委員等が、役割として担っ  
ていただいているというところになっております。

少し飛ばしまして、下から5行目ですけれども、「苦情解決の仕組みの」というところでは  
けれども、「分かりやすい周知、意見箱の設置」であったりとか、自治会であったり、個別の  
面接、日記指導などなどにより、子どもの意見や不安などを言いやすい環境づくりを設定して  
いるというところでございます。

続きまして、次の3ページ目に移らせていただきます。

「ライフストーリーワークの実施」ということで、権利擁護といいますけれども、子どもが大きくなったときに自分の養育歴というのを知るために、知る権利といたしまして、「自らの入所理由がわからないまま、また、家族の状況を知らないまま入所を継続していても、「自分が悪い子だったから」と思ったり、ファンタジーを思い描いて」しまったりします。そのような状況でなかなか安定した施設生活を送れることは考えにくいと理解しておりまして、その子どもの理解度に合わせた正確な入所理由を、子どもと家族、児童相談所施設が丁寧に共有するためにライフストーリーワークを実施しまして、子どもと家族が接点を持ち続けられるように支援することが必要と考えております。

今現在、プロジェクトメンバーを中心に、必要なケースの選定、十分に検討しまして、役割を分担して適宜実施しているところでございます。

最後の箱になりますけれども、「子どもの権利擁護に関する研修」といたしまして、大きく2つ挙げております。

被措置児童虐待を予防・防止するために職員の意識向上につなげるための研修を行っております。

また、最後2つ目、最後の2行の部分になりますけれども、「児童間の人権侵害事案を抑制するために、施設入所児童に対する研修を実施している。」というところで、権利擁護に関する研修に努めておるというところでございます。

以上が、堺市の現状の取り組みというところになっています。

<今後の取組>というところになりますけれども、まず、3つ挙げさせていただいております。

「子どもの権利ノート」ハンドブック、これを今後改訂していきたいというふうに考えております。目次にあるのですけれども、なかなか里子に関するような権利擁護の視点というのが、このハンドブックには今現状ないというところであったりとか、また自立支援、退所者の視点というのも少し薄いというような状況がございますので、改訂に当たりまして、社会的養護の経験者であったりとか、今現在、入所中の児童さん、里子さんも含むですけれども、対しまして、施設生活におけるアンケート等々を実施しまして、改善を行ってきたいというふうに考えております。

これで、矢印を引っ張ってしまして、線を引いていますけれども、「社会的養護における子どもの意見聴取に繋げる。」ということで、これは次の1-2でも出てきますけれども、さまざまな施策を打つときには、随時、子どもさんの意見を聞きなさいというような指摘がござい

ますので、こういうようなハンドブックをかえるときにも、子どもさんの声を聞きまして、意見聴取につなげるというふうに考えております

続いて、「ライフストーリーワークの充実」です。現在は必要に応じてケースを選定しております。全ての児童において行っているというわけではございませんので、少なくとも入所理由をどう捉えていくかについての確認を、学校で生い立ちの振り返りにある10歳前後で行いまして、必要に応じて適宜ライフストーリーワークを行う仕組みを構築していきたいというふうに考えています。

最後になりますけれども、「一時保護所における第三者評価制度の充実」というところで、現在、子ども虐待検証部会のほうでは、入所児童の意見聴取や、委員さんによる現地視察というのは行われておりません。ですので、このため、この一時保護のガイドラインにございます第三者評価の趣旨を踏まえまして、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして機能する第三者評価制度の整備にかかっていきたいというふうに思っております。

これにつきましては2年に1回のサイクルで継続的に実施をしていければいいなというふうに予定しております。

続きまして、1-2の説明をさせていただきます。これにつきましては、施策を検討する際の子どもからの意見聴取というところでございます。

これにつきましては、先ほどもありましたとおり施策、何らかの取り組みをするときにはとにかく子どもさんの意見を聞きなさいというところがうたわれておりまして、これが国の方向性で書かれております。

箱の説明になりますけれども、これは以前に、「アフターケアを考える上で、実施した退所児童への意見聴取」というところで、アフターケアを考える上で、どのような施設入所の際のインケアが必要なのかというところを導き出したような結果となっております。

対象者につきましては、中卒以上で施設を自立退所した者というところで、概要につきましては、23年4月から28年3月に退所した者で調査票を郵送しまして、調査期間は28年夏ごろに実施したというところになっております。回収率につきましては、43.9%というところになっております。

「結果」というところですが、たくさんございますので、ちょっとはしよらせていただきまして、3つ目の・になります。「施設退所者の半数近くが、就労や生活について漠然とした不安を感じており、入所中から退所後まで継続して不安感を軽減するような相談援助が必要。」というようなどころになっております。

これにつきましては、我々の支援内容としましては、堺市におきまして児童家庭支援センターがごございます。地域密着した活動としまして、入所中から子どもさんとの顔つなぎを行っております。

後でも説明あるのですけれども、その入所中の子どもさんとお仕事セミナーであったりとか、職場体験であったりとか、その他講座を開催する中で顔の見える関係をつくりまして、退所後の支援につながるような取り組みを実施しております。

その次の・になりますけれども、「奨学金の充実が課題」と書いております。現在も、2020年度から授業料等の減免、これは文科省が出している施策になりますけれども、授業料の減免、奨学金の新制度というところで制度が充実している、拡充しているというようなところになっております。

そして、次の・ですけれども、「困ったときの相談相手として、施設職員・里親を挙げている者が48.4%ともっとも多くてというところになっております。どうしても施設の職員さんで、直接処遇、子どもさんとのかかわりの中で非常に忙しくてなかなかアフターケアの部分まで手が回らないというような部分がございます。これにつきましては、我々のほうとしましても国への要望としまして、自立支援員を置くような財政措置、人件費であったりとか、その他の費用というのも拡充していただけるようお願いしているような状況でございまして、このような結果に基づいて、我々のほうとしましても、現状やっていたりとか、また要望を行っているというところがございます。

ちょっと走っておりますけれども、次のページに移らせていただきまして、5ページ目でございます。

一番上の、＜今後の取組＞というところですが、今後も引き続き、社会的養護に関する施策や権利擁護を検討していくときには、当事者である子どもから意見を聞き取っていくというふうに考えております。当事者から意見を聞き取るということは、施設職員や行政等の支援では気づくことができない課題や改善点を抽出するためというふうに考えてございまして、抽出方法につきましてはアンケートであったり、インタビュー方式を活用しまして、施設の子どもであったり、里親等から対象者を選定していきたいというふうに考えております。

というのが、1-2の取組みとなります。

1-3の取組みです。「第三者支援による子どもからの意見聴取」というところです。

国の方向性としてしましては、「第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこと。」というふうに書いております。

少し、この以下の文章がややこしいのですけれども、28年度の改正の児福法では、「児童福祉審議会は関係者からの報告や意見聴取ができることにするとともに、委員により高い公正性を求めることとした。」とあります。

また国において、児童福祉審議会が1つ目、2つ目として自治体が設置する第三者機関、この2つの機関が、

「おける」というところの後ですけれども、子どもや要対協からの申し出によりまして審議・調査というような仕組みを構築して、調査研究というのを国のほうで行っているというところでございまして、この結果については、今後周知していく予定というふうな形でまとめられております。

というところで、第三者から意見表明をとるような仕組みをつくりなさいということではあるというところなんです。現状の堺市の取り組みですけれども、子どもたちへの「大切なお知らせ」としまして、はがきで施設に暮らす子どもたちに対して相談できるような取り組みを行っております。

また、2つ目の・ですけれども、「さかい子ども相談フリーダイヤル」というところで「大切なお知らせ」に記載している連絡先で、昼夜連絡が可能となっております。

また、「児童養護施設の第三者委員」というところで、「大切なお知らせ」にも記載しておりますけれども、児童養護施設に置いている、先ほど、民生委員、児童委員さん等々の連絡できるというような形でアナウンスしているところがございます。

<今後の取組>といたしまして、子どもにとって「意見表明は安心してできること」というのを子どもたちにさらに周知していくということを考えております。

また、新たな権利擁護に関する仕組みの構築につきましては、国の調査研究を踏まえて、今後検討していきたいというふうに考えております。

ちょっと早口で申しわけなかったのですけれども、以上が権利擁護の説明となります。

○伊藤座長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等いただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

今、事務局の説明の中でも、資料1の3ページのところとか、全体的に養護施設、施設の子どものに関するものは非常に現状の取り組みとしても里親家庭の子どもと比べたら充実しているところですが、里親家庭で暮らす子どもの意見聴取とか権利擁護の部分について特に気づいた点等、福田委員とかいかがでしょうか。ほかでもいいですけども。

○福田委員　それは特徴的だなと思ひまして、今後の取り組みで里子についてつけ加えるということなので、そこには大きく期待したいなというふうに思ひました。施設に措置されている子どもについての権利擁護というところが、これまで中心にまとめられてきたのだなということがよくわかりましたので、その点は今後大きく見直していく必要があるのかなと思ひています。

せつくなので、私、気づいたといひますか、これで少し気になるなと思ひたのは、5ページですけど、現状の取り組みのところって割と人がいないなつて思ひます。お知らせがあつたり、電話番号があつたり、こんな人がいるよということは、知らせてありますが、さっきの調査のデータでもわかりやすいのが、困つたときの相談相手は施設の職員か里親というのは48.4%ということで、ここが高くなるのは当然やと思ひますが、それ以外にこの人やなみたいなのが出てくると、子どもの権利擁護つてもっと進むかな。今、何か困つたら電話やとか、はがき書こうとかじゃなくて、あの人に言えたらいいみたいなのが、子どもにわかりやすく出てくるようなものがイメージされる権利擁護というものが進むと、形式的な部分とプラスで、実質的な権利擁護は進むかなと、そういったイメージがありますけれども。

○伊藤座長　ありがとうございます。この点、いかがでしょうか、事務局のほうから。

●事務局　この資料をつくつている中で、中高生ぐらいになりますと、やはり児童家庭支援センターであつたりとか、大阪府のアフターケア事業部であつたりとか、そういったところが、今後、退所したときの自立支援のために講座を設けてくれたりとかという形で外部の方々と接触するということは、どんどんできていっているところはありますが、それより小さなお子さんとなつてくるとなかなか第三者の方というのが、地域、学校の先生はありますが、それら以外の大人という部分のつながりというのは、少し薄いのかなというようところは実際、感じているところではあります。

この資料というところで、思ひますので、今後この計画をつくつていく中で、どこまで第三者とのかかわりというのを充実させていくかというのが課題だなというふうな認識は、今現状持っているところです。

○伊藤座長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○福田委員　つけ加えると、多分、それは里親のところに措置されている子どもについての枠組みも合わせて検討する必要があるかなと思ひています。多分、施設と里親の家庭つてまた違ふ特徴があると思ひます。なので、施設の子どもの話を聞く枠組みというのはもちろん必要

ですけど、里親に措置された子どもの意見を聞く、児童相談所のワーカーさん、里親さん以外に自分の今の状況を話してもいいという人が出てくるイメージが欲しいなと思いますね。

○伊藤座長　そうですね。ありがとうございます。

現状の取り組みのところ、今、ご指摘があったとおり、施設とかだと玄関とかわかりやすいところにずっと張っておくとかで、子どもたちが生活する中で常に目にすることができる場所に意見を言える先とかが案内されていますが、里親家庭の場合は、そうはいかないので、やっぱりそこにちょっと特徴というかそういったところに配慮した取り組みを具体的に充実させていく必要があると思います。

門屋委員、いかがでしょうか。

○門屋委員　例えば、ホテルなんか泊まると、コンシェルジュさんっているじゃないですか。ホテルに泊まった側の意見を聞いてくる。ホテルの中のルールがある、そのルールという枠組みから、私ここ窮屈やから、ここ、どうにかしてくれへんみたいなことに対応してくれる方ですよ。だから、施設の中にも子どものコンシェルジュのような方がいてくれて、既存のルールって枠はありますが、そこをちょっとこうしたら崩せるよとか、そこ、こうしたらこの子はいやすくなるよみたいな提案があると少しそこで呼吸しやすくなるかなって思ったりはします。

うちなんかでも、里親という枠組みの中の家庭とか、学校の中の枠組みの中の家庭ってあるんですけど、今、うちの子は学童行っているんですけど、学童は食中毒の問題があるので、お弁当持っていったら冷蔵庫に入れてくださる。ありがたっちゃありがたいんですけど、御飯かちかちになってまず言うて、帰ってきます。だからうちは、きょうもお昼、お父さんが家にいるので、お昼に温かいお弁当を届けます。集団の中で、朝から持って行ってそれをしろと言ったら、冷たい御飯食べなあかんけど、お昼届けるので、すいません、これ食べさせてくださいって言ったら。集団の中のルールももちろんわかるけど、特別扱いできませんって言われたりすることもあるけど、こうすればちょっと崩せるよとか、こうすればあなたのニーズが叶いますみたいな、それが1家庭なので、これが可能な話なんですけど、それを言っていけるからできるかもしれないんですけど。

ただ、集団の中でも何かそういうところのこう遊びというか、ゆとりというか、そんな幅をつけるためのコンシェルジュさんみたいな。

○伊藤座長　施設の場合だと、2ページにある苦情解決責任者とか、苦情受付担当者の方がそういうコンシェルジュのような役割を果たす者として、既に設置されていると思うんです

が、里親家庭の子どもの場合は、そういうのがないので里親会とかの取り組みとかと連携、フ  
ォスタリング機関とかとそれこそ連携しながらちょっと取り組みを検討していただけたらと思  
います。

ほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○中村委員 「子どもの権利ノート」とか、いろいろなさまざまなメニューが準備されてい  
るということは、よくわかったんですけど、実際、「子どもの権利ノート」などを使用して、  
悩みとか相談事が寄せられたというようなのは、どれぐらいあるんですか。

●事務局 まず、「子どもの権利ノート」の後ろについている「大切なお知らせ」のはがき  
ですけれども、非常に少ない状況です。はがきが、電話じゃなくて、電話しにくい場合につい  
ては、別冊のほうにはがきで、それなのですけれども。これは子ども家庭課に届くような形に  
なっていて、30年度はなくてゼロ件でしたけれども、29年度は5枚か6枚来まして、  
私のほうが、実際、出された子どもさんとお話をさせていただいたというような現状がござい  
ます。

○福田委員 差し支えない範囲で、どのような悩みが寄せられていたでしょうか。

○事務局 生活上での、ちょっとこの先生が嫌やわというような、別に何かされたってわけ  
じゃなくて、子ども特有の親子でもあるような、反抗期的な、ちょっと嫌やわというようなお  
話であったりとか、クーラーをもう少し設定温度を上げてほしいわとかというような、そうい  
う生活上の話であったりとかというのが、ぼつぼつと出てきていました。

○中村委員 私も堺ではないですけれども、児童養護施設の第三者委員などをしておるん  
ですけれども、ほぼほぼ相談が寄せられることがなくて、意見箱どうって言っても、なかなか入  
ってることもないという現状なんですね。ちょっと今はできていないんですけれども、一時  
期、第三者委員、相談できるよということで、私の写真とかも張ってくださっているんですけ  
ど、知らない人に相談もできんだろうということがあって。その施設というのは、寮が幾つか  
あるような施設なんですけど、一時期、こう1か月に1回、1寮を回って御飯食べようかみた  
いなことをしているときに、ようやく1年に1回ぐらい相談が来てということがあったので、  
先ほどの福田委員のお話と重複するのかもしれませんが、なかなかやっぱり手紙を出せる  
よ、電話ができるよと言ったところで、本当に悩みが出てくるということはないだろうなど。  
意見箱も、やはりおっしゃるように、こういう遊びをしてほしいとか、おかずこうしてほしい  
みたいなのがほとんどで、同じ施設の方が見られるというふうに思っていらっしゃるだろうか

ら、余り本当に言いにくい質問なんか、そういうとこで上げにくいだろうなというところもあるのかなと思っています。

ちなみに、先ほど言った各寮を回っている中でようやく1年に1回ぐらい上がってくる質問の中では、何で自分がここにおられるかようわかってへん、ちゃんと説明してほしいみたいなことが出てきていたので、そういう部分が引き出せるのは、やっぱり意見を表明できる場所があるだけではなくて、それを拾い上げてくれる人がいるとか、意見表明を押し出してくれる人が必要だというふうには思います。

なので、いろいろなメニューを準備いただいているということはよくわかるんですけど、それを活用するためにもう一步、何かしかけが要るかなというふうに思っています。

○伊藤座長　　こういうのがあるよ、だから何かあったら言ってきてねという待ちの姿勢だけではなくて、どうですかというアウトリーチしていくような取り組み、あとやっぱり、具体的にはこの人に聞けるというような関係性ができていないとなかなか子どもも意見を表明しにくいということで、5ページの〈今後の取組〉の一番下のところに、「子どもにとって「意見表明は安心してできること」を子どもたちに更に周知していく。」ってあるんですけど、ここをもう少し具体的に、どうやって子どもたちに安心安全に意見表明ができることを伝えていくのかというのは、ちょっと具体的な工夫が必要かなと思います。

ありがとうございます。

○門屋委員　　そもそもになってくるかもしれませんが、意見表明が、安心してできるというのは、安心してできたことがある、経験がある子が安心してできるのだと思うんですよ。それを経験したことない子に、安心して、じゃ、意見表明しなさいって言っても、まず無理やと私は思っているんです。安心してそれをかなえられた子は、希望を持ってまた意見表明しますが、そのところをずっと我慢して、諦めるということを知ってしまった子に、じゃ、意見表明しなさいって言っても、ちょっとそこは難しい、ましてや子どもやともっと難しいなと思ったりします。

○伊藤座長　　これからの取り組みの積み重ねの中で、言ったら聞いてもらえる、子どもの意見に対してすぐには実現できないこともあるけど聞いてもらえた、受けとめてもらえたということの積み重ねで意見が言いやすくなる。

先ほど、はがきがゼロ件とかいうのもあったんですけど、やっぱりはがきを出したらこんなふうに具体的なレスポンスがあるあったというのが子どもたちの中で重なっていくと、もう少しこうはがきだったり意見箱であったりとか、そういった仕組みを活用する子どももふえてい

くかなと思うので、これからの課題ですよ。

これからふえていけるように、ふえていくように。

ありがとうございます。

○井上委員　やっぱり施設で見ていて感じますのは、別に堺市さんのどうこう言うんじゃないんですけど、やはり相談所の先生が、もうしょっちゅう来られているんですね。ですから先ほどからおっしゃられているみたいに意見表明するタイミングがないとかというふうに言われていますけど、意外とそういうところで、子どもたちの意見が相談所のワーカーの先生方が拾っていただいている、そういう部分があります。

正直、大阪府のこともよくわかっているのですが、堺市さんに関しては、その辺がもう全く違って、すごく子どもにとって過ごしやすい環境をつくっているなというふうには感じます。

○伊藤座長　じゃ、これからも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、福田委員。

○福田委員　先ほどから少し話になっている、話を聞ける人ってどうするのかなみたいなどころなんですけども、ちょっとここにもしかして書きにくいことかもしれませんけど、今後、例えば、アドボケーターであるとか、リプレゼンタティブとか、諸外国で結構やっている社会的養護の枠の中で、子どもの立場に立って子どもの話を聞く人ってここにいるよということが、今後検討される必要があるのかなと1点思っています。

それから2点目は、今、井上委員の話を聞いてよかったなと思ったところでもあるんですけども、現状のところの児童援助計画及び自立支援計画の作成で、つくってますで、終わっているというよりも、さっきの中村委員も言っていたようにつくってることをどう活用していくのかなみたいなどころ、子どもに自分がどういう理由でここに入っていて、こういうふうに今、目標があつてここで生活しているんだよということが子どもにわかるように、これが活用されているかどうかみたいなどころが欠けると。今2つ言いましたけど、2つ目は結構、実現可能かなと、1個目は割と遠い未来といいますか、予算のこともあるし難しいかなと。

2個目の、これをどう活用するかについてはもう少し書き込むと、作成だけじゃなくて、作成から活用のところまで書いてもらおうといいのかなと思っています。以上です。

○伊藤座長　ありがとうございます。

山縣委員、お願いします。

○山縣委員　今、議論になっている福田委員が難しいかなというふうに言われた、前段のほ

うですね。国のほうでも、児童福祉改正の中でアドボケーター制度というのを検討しようということになっています。ただ、予算がつくかどうかよくわからないのだけど、それから、誰にやってもらうかという、非常にもっと大きな問題がありますが、とりあえず全国的な課題になっているということだけは、つけ加えさせてください。

私の言いたかったことは、この最初に「子どもの権利ノート」ハンドブックは、施設も行政職員も両方持つという感じの説明でしたね。

○事務局 はい。

○山縣委員 今回、里親についても記載していこうと、これも非常に私はいいいことだと思います。児童相談所運営指針がある中で、言うたら6割ぐらい重なっていますよね、中身が。これを複雑につくっていくことをどう考えるか、2冊になってしまうということの適切性といえますか、ひょっとしたら片方だけ抜いてしまって、片方抜けちゃったということにならないようなしなかけが要るのではないかと。そう言いながら、さらにふやす話になっちゃうんですけども、運営指針の中に書いてあるんだけども、今、一時保護所の権利擁護問題というのが言われていて、第三者評価の問題もありましたけども、これを見るとそこが入ってないんですかね。児童養護施設と里親が今回入ってきて、一時保護所というのは結構、施設に行かない子どもが利用しますから、その辺の部分をこのハンドブックの中に入れるのか、運営指針附則でくっつけちゃうのか、ちょっとそれはようわからないけども、そのパートが要るのではないかというのが1つです。

それからもう一つは、堺市は政令指定都市だから、一般的な市町村は違うのだけども、これからの時代を考えると、私は区の職員が使うこのようなものが要るのではないかなと。区の相談担当者、そこが恐らく非常に重要になってきて、そこで区と市の関係とか、あるいは地域支援ですね。今、ここに権利ノートの対象になっている子どもたちをイメージすると措置27条の措置対象のイメージ、産後措置のイメージの子があって、入り口までの子のイメージがあって、でも、そうでない子どもたちの権利擁護、在宅生活型のやつでショートステイを繰り返して利用される方とかというのは、これはなかなかイメージしづらい、そこまで入れる必要があるのかどうかというのも、ぜひちょっと検討されたらどうかなというふうに思いました。以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。在宅のショートステイとか、トワイライトステイで施設を使う子どもとか親子用の権利擁護の取り組みも含めて検討ということと、区の職員さん用のハンドブックと、ハンドブックに一時保護に関するパートを織り込むというご意見だったと

思います。

この辺いかがでしょうか。

○事務局 正直、区の方はショートステイとかのハンドブックとかというのは、想定もしておりませんでした。まずは、先ほど前段で申しましたところのハンドブックの充実というところを、来年度以降にやっていきたいなというふうに考えておりました。

区の部分については、今のところ、今、29年度から始まりました調整担当者研修でこの委員の皆様にも研修等々の講師をしていただきまして、さまざまな児相の取り組みであったりとか、要対協のこと等の説明をしている中で、一定、深くじゃないんですけども、浅く区の家児相さんでも児相の役割であったりとかというのは、区の調整担当者研修しかり、能力向上の研修というところで勉強というか、スキルのほうは磨いているというようなところがございます。

ちょっと今のところ、まだハンドブックをつくるかどうかというところ辺については検討させていただくというところで思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

時間になってきたので、そろそろ次の議題に移ろうと思うのですが、先ほど福田委員、山縣委員からもご指摘のあった第三者におけるアドボケートによる意見聴取のところで、ほかの国も検討しているので、ほかの自治体でもちょっとアドボケート要請みたいなのを始めたりの自治体も出てきています。

その中で、やっぱり第三者が子どもの意見を聞きに来るとか、子どもが第三者に意見を言う権利があるということを、養育者である施設職員とか里親さんが理解をしてそれを受け入れるというか、連携していくみたいなのをしっかりと里親さんとか、施設職員さんにも周知する必要性というのがあって、そのあたりも含めて、今後取り組みの目標というか、課題として入れていただけたらと思います。

ありがとうございます。

では、2つ目の議題に移りたいと思います。

議題2の「施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」について、事務局のほうからご説明をよろしく申し上げます。

○事務局 続きまして説明をさせていただきます。

資料2をごらんください。

資料2では、構成として大きく2つに分かれております。

まず1つ目です。(1)に書いていますとおり、「施設で養育が必要な子ども数の見込み」というところです。

そして、6ページ目の真ん中の(2)の「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」ということで、大きく2つで構成をさせていただいております。

まず、(1)のほうから説明をさせていただきます。

「施設で養育が必要な子ども数の見込み」というところですが、<国の示す留意点>でございますが、「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から「里親委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。」と書いてあります。

この「算出結果」というところですが、これは前回の第3回の懇話会で既にお示ししました代替養育見込み数、令和11年度ですけれども、316人ぐらいということで仮定させていただいております。これはちょっと今後の児童人口の推移によりまして、この316人という前提は少し修正が入るとは思いますけれども、その第3回目の懇話会の中で316人、そして、里親委託児童というのがおおむね80人ぐらいというふうな想定をさせていただいた中で、施設養育見込み数というのが236人ぐらいが、令和11年度の見込み数かなというふうな形で設定をさせていただいております。

ここは数字だけの話ですので、この形で説明を終わらせていただいて、重要なのが(2)というふうに思っております。

(2)につきましても国の方向性ですが、「代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。」というところです。

<国の示す留意点>でございますけれども、まず①です。施設で養育が必要な子ども数の見込みや在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握することというところです。

この①は非常に重要だと思っております。

②は、飛ばさせていただきまして、③と④です。

これはよく似たことを言っております、③では、「大舎から小規模かつ地域分散化」、④では、既存の施設内のユニット型から小規模かつ地域分散化というような施設の転換というふうな形になっています。

この転換の中で、③も④もですけど、おおむね10年程度で計画をつくり、そして人材育成も含めて策定することというところで、③、④はどれだけ地域分散化、小規模化ができるかというようなことをうたわれております。

しかしながら、⑤にいきますけれども、小規模かつ地域分散化の例外といたしまして、ケアニーズが非常に高い子どもにつきましては、7ページ目に移りますけれども、必要な心理職であったり、医師、看護師など「専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。」と書いております。この単位につきましては、できるだけ少人数、将来的には4人程度までの生活単位としまして、その次の行になりますけど、「概ね4単位」、4人で4単位ぐらいということが求められているということになっております。

⑥に移りますけれども、2行目の後ろですけれども、各施設におきまして、「具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。」ということで、具体的なものをつくりなさいということと言われております。

この留意点を踏まえまして、堺市としての今後の取り組みというか、あり方というのをお示しさせていただきます。

(1)が重要だと思っておりますけれども、ちょっと今、現在調整中です。ここににつきましては、施設で養育が必要な子どもの見込み数であったりとか、今後の小規模であったり地域分散化の見込みを把握していきなさいというところです。今、施設さんのほうと随時調整しております。また、ちょっとこの資料につきましては、現在、調整中ですので、今後の懇話会のほうで、またお示しさせていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、ここで出てくるイメージなんですけれども、堺市の児童養護施設4施設の養育の受け皿の見込み数というのをまずはじき出さなあかんというふうに思っております。

また、その見込み数の受け皿の内訳として、どれぐらい児童養護施設の本体施設の規模があるのか、また地域小規模分園型の小規模グループケアの数というのも今後見込んでいかなければならないというふうに考えております。

また、多機能、機能転換につきましては施設さんのほうにおいて、どのような機能を今後持っていくかというところを、この調整中というところに組み込んでいかなければならないというふうに考えております。ちょっと、今、調整中ですので、今後の懇話会で示させていただきます。

(2)の「高機能化及び小規模かつ地域分散化の在り方について」移ります。ここでは①と②というところで今後の堺市の児童養護施設の本体施設ではどのような機能を持たせるべきか

というところを書いております。

堺市におきまして、過去から児童養護施設さんにおきましては、ケアニーズが高い児童を既に受け入れているような状況がございます。今後は、さらに先ほどの国の留意点にもあったとおり小規模化そしてユニット化を図っていきまして、十分なケアが可能となるように生活単位を見直していかなければならない。そして専門職による集中的なケアを行っていかねばならないというふうに考えております。

②ですけれども、当然のことながら家庭における養育の環境と同様の養育環境というところで、里親さんをどんどんふやしていくというところがございますけれども、次の手だてとしましては、その里親が確保できない場合につきましては、できる限り良好な家庭環境というところがございますので、それを目指しまして、積極的な設置に努めていかなければならないというふうに考えております。

ただ、さまざまな課題がございます。ですので、そのような課題を解消するために職員の応援によりフォローできるような体制であったりとか、小規模施設を2棟併設することによりまして、突発的な対応に備えるような工夫をしていかなければならないというようなことを踏まえながら、積極的に設置に努めていきたいというふうに思っております。

(3)に移らせていただきます。多機能化・機能転換というところですが。施設において、どんな機能を持たしていくかというところがございますけれども、①としまして、「一時保護受入体制の強化」というところです。安定的な一時保護の受入体制を整備するために施設の定員外で一時保護専用施設を設けることによりまして、措置により入所している子どもたちと一時保護された子どもが混在しないように配慮するような工夫が必要だというふうに考えております。

2つ目です。里親支援機能の強化というところで、まず、これ大きく3回目の懇話会でもお示しさせてもらったとおり、まだちょっとフォスタリングの体制、今後の体制というのはきちんと固まってない部分がございますけれども、まず、1つ目のパターンとしましては、子ども相談所をフォスタリング機関として、今後位置づけていく場合につきましては、現在います里親支援専門相談員の支援につきましては、子ども相談所の対応方針を踏まえて、十分な連携を図ることで支援の一貫性や整合性が保てるようにしていきたいというふうに考えています。

また、続いて子ども相談所じゃなくて、施設がフォスタリング機関として位置づけるというふうな場合につきましては、里親さんと養育チームを形成しまして協働しまして、里親支援の機能のさらなる充実を図っていかねばならないというふうに考えております。

また、レスパイト・ケアの受入先としまして、里親家庭と日ごろから交流を行いまして、支援をしていかなければならないというふうに考えております。

3つ目ですけれども、これは以前、2回目の懇話会でも少し触れたところでございますけれども、ショートステイのトワイライトステイのさらなる受け入れというところで、児童養護施設としてさらなる小規模かつ地域分散化の取り組みによりまして、あいたスペースによりまして受け入れ枠を拡充していただきたいというふうな形の部分でございます。

そして(4)になりますけれども、これは既に堺市の児童養護施設のほうからいただいている人材育成等々の計画をピックアップさせていただきまして記載させていただいております。

(4)の①としまして、研修の計画ですけれども、これの下から2つ目の・ですけれども、「小規模化に」というところになります、やはり小規模化しますと養育のばらつきであったりとか、職員のスキルであったりとかというのが、ちょっとばらつくというような可能性があるというのがやはり見てとれるというところになりますので、ここが低下にならないように外部研修も積極的に参加してバランスを保ちたいというふうなことで言われております。

②の「職員確保の方策」ですけれども、なかなか施設さんのほうで、職員の確保というのは、今でもご苦労されているというところなんです。現状の取り組みですけれども、福祉職員の養成校から実習生さんを受け入れたりとか、このページの一番下ですけれども、就職セミナーを実施しまして、今現在、人材確保につきまして努めていただいていると、今後もこのような形で人材確保に図っていきたいというふうに考えているというところでございます。

最後のページ、9ページ目になりますけれども、「職員間の連携・孤立の防止」というところで真ん中の・になりますけれども、この孤立防止というところで、福利厚生を活用しまして、チームワーク力の向上であったりとか、職員間の距離感、バランスを重視して、孤立化を防いでいたきというような形でまとめさせていただいております。

一部、ちょっとまだ提供できていない資料がございましたけれども、説明のほうは、以上です。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問、ご意見等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員　　7ページなのですけれども、堺市として示すべき多機能のあり方についての、一時保護の受入体制の強化ということなのですけど、これはちょっと教えていただきたいんで

すけども、児童相談所が一時保護所ということでの充実というのはあると思うんですね。それで、一時保護所の役割も幾つかの役割があるのですけれども、施設で一時保護を委託することで、理想的な一時保護というのはどういった子どもたちを想定されているのか。そこら辺は明らかにしないと、やはり特徴的なものはあると思うので、そこら辺どうなっているかと。

事務局 理想的なということで考えますと、児童養護施設さんに一時保護委託をお願いするという場合は、やっぱり養護理由の子どもさんお預けしたいというのが一番あります。

ただ、現状では、そうは行ってないという状況があり、今のところでいいますと、一時保護所の定員数は一応24名ということになっているんですけれども、とても一時保護のその定員状況で、子どもさんを一時保護するには数が足りず、現状では、今もう30名近い子どもさんが入られているという状況で、そのほか、各児童養護施設さんのほうに、一時保護委託をさせていただいているというものも含めますと、それにプラス、今でしたら10名ちょっとですけど、20名ぐらいという形になっているという状況です。現状では全く足りない、緊急性というところでの一時保護の場所を探すのに、もう職員が奔走しているという現状にはなります。

本来的でしたら、児童養護施設さんに一時保護をお願いする子どもさんというのは、いわゆる養育状況で、お母さんがちょっと調子が悪いとかという形の方とか、何らか養育者が不在になるとかという形をお願いできるというのが一番だろうなどは思っているんですけれども。

○加藤委員 できる限りというか、突然、施設に一時保護されても、その子たちが自閉で職員の人たちの手をわずらわせたというのを聞いたことがあって、やっぱりそういう一時保護、施設の先生が一時保護の訓練をされているわけではないので、そういったところでは市の一時保護所の拡大とか、あるいはあり方というのを同時にやっぱり検討していただくというの也需要かなというふうに思います。

○伊藤座長 一時保護所がいっぱいでということで、場所が足りないので施設に一時保護委託をお願いする、一時保護専用の施設というか、そういうものを用意してもらうという計画なんですけど、加藤委員のおっしゃるとおり一時保護って目的があって、行動観察ができるとか、何のために一時保護をしていて、その期間にしなければいけないこととか、子どものニーズによっても違うので、理想ですけど目的別に、児相の一時保護所でなければ受けられない子どももいてるでしょうし、その辺、うまく整理できるといいなと思いますけど。あと、それこそ一時保護所の拡大とか、2つ目をつくるのかも含めて検討する必要があるかもしれませんね。

○事務局 整理はしたいとは思っているのですけれども、現状ではとても整理をつけられる

ような。たしかに、座長がおっしゃられたみたいに行動観察とかは一時保護所でないとできないんですね。実際のところ、かなり複雑な状況で子どもさんを保護するということがほとんどとなってきたところに、それに見合った、まず、場所というか器の確保のほうが喫緊であろうというふうには思っています。現状はそういう。

○伊藤座長 優先順位があろうかとも思いますけれども、やっぱり一時保護のあり方も検討課題になっているので質とか、先ほどの議題にも出てきましたけど、そこでの子どもの権利擁護みたいなことも含めてですね。ただ場所を用意するだけではなくて、中身のこともしっかり検討していきたいというふうに思います。

○事務局 一時保護を委託するに当たってですけれども、特に年長児は必ず子の意見を聞いて、しゃあないねんというのも含めて納得してもらえるように形にしないと、ぼんと移すわけにはいかないですし、当然、施設さんもそこは対応できない話になりますので、数だけの問題ではなくて、そういうことも含めて検討しないといけないなとは思っています。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○山縣委員 1回目か2回目のときに意見を言ったと思うんですけども、堺市の場合、乳児院と児童心理治療施設については外部を利用しているというところで、特に乳児院さんが今回の計画では11年度ぐらいでも、恐らく30人ぐらいの想定になりますよね。現状が今30人弱利用していて、それが余り減らないという前提の推計値となっているときに、何が言いたいかというと、他のところが乳児院縮小計画をされたら堺市が妨害することになってしまうんですけど、その辺のよその自治体の予想をここについては見ないといけないんじゃないかと。心理治療施設については10人弱だから、物すごい影響力はないのだけでも、ただ、これも同じように乳児院ほどではないにしても、それから心理治療については市管の施設でもある程度は子どもについては対応しているということなので、乳児さんのほう、これどう考えるか、この計画の中で。勝手にぼんと乳児院何人よそに出しますって宣言していいのかどうかというのが、ちょっと気になったんですね。

○伊藤座長 この点いかがでしょうか。現状でほかの地域の乳児院にお願いしたりとか、里親さんにお願いしたりしている現状かと思えますけど。

○事務局 その辺はそうですね。その中で、うちには乳児院を持たないというところがあるので、かなり府管とか、そのあたりでしたら、そこで協議をした上でお願いできるかどうかというのをしているという現状にはなるのですけれども。

○伊藤座長 各施設の多機能化と機能転換のところで、今回は①、②、③と一保と里親支援機能の強化とショートステイ・トワイライトステイとなっているんですけど、長期的に乳児院をつくるってことはないんですけど、各養護施設の中で乳幼児ホームをつくるみたいな、そんな話はないですか。井上委員。

○井上委員 先ほどからおっしゃられているみたいに、乳児院につきましては5年前、この懇話会のほうでお話させていただいたように、各施設がいろいろとプラスアルファの機能を何か持とうじゃないかというところで、私どもの話になるんですけども、愛育社のほうで今度9月から乳児ホームを一応開設して、乳児院まではちょっといかないんですけども、そういった部分の堺市さんにおける乳児さんの、言い方悪いですけど需要というんですか、そういう部分について必要とされているお子様に対しての場所をある程度提供できるかなというところでやろうというふうには考えております。

○伊藤座長 ちなみに乳児ホームは何人ぐらいなのですか。

○井上委員 今ですか。今、計画しているのが、0歳児、1歳児さんで一応12人。6人のユニットが2つという形をとらせてもらう予定はしています。ただ、30人でしたかね、全然足りないと思いますので。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○事務局 そうなんです。足りないというのと、里親さん家庭に委託をお願いするということもあるんですけども、乳児さんに関しましては、やっぱり子ども自身のリスクというか、健康度合いのリスクが結構高くなるということと、もう一つは24時間きっちり見ていただけるというのが条件になるというところで、里親さん家庭におきましても、里親さんのご家庭自身の家族形態とか、働いておられたりとかということになったときに、そこは預けられないという条件になってくることがあるということとか含めて、ある意味、やっぱり施設形態の中できっちり見てもらえるというところは、子どもさんにとってはベストというふうには思います。

なぜ減らないかということに関しますと、乳幼児さんに関してはやっぱり命の直結しているところがあるので、リスクが高くなるという形の中でやっぱり、保護せざるを得ないということが一定数出てくるであろうと。危険回避という意味と、プラス親御さんのほうも、乳幼児さんの親御さんに関しましては、社会的に孤立されている状態になられる方が非常に多い。それはもう子どもが幼稚園に行くとか、開かれたところに入る前の環境の中で、社会的に孤立する条件の高いところは、やっぱりそこはリスクとしては重篤化するというところを持ってい

ますので、これは減ることはないであろうというのは思っているところでありますので。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

乳幼児の社会的養護のニーズが減らない中で、乳児院を持たずにどうやって堺市でやっていけるかということで、今の議題は施設小規模化、地域分散化、高機能化・多機能化の機能転換ですけど、多機能化の中で地域支援機能、予防的な機能を強化することで入所を必要とする子どもは減らすことができるでしょうし、そういった意味も含めて多機能化とか、高機能化のところを。

ショートステイ・トワイライトステイの受け入れというのもありますけれども、人材確保の問題も施設はあるので、施設の負担が大きくなる分、人材確保と人材育成をどうしていくかという課題もあるかと思います。

そのあたりいかがですか。

○加藤委員　　やっぱり乳児の問題というのは、福祉だけの問題ではなくて保健とか、医療とか、そういった問題とも重なっていく。ですから、やっぱりお母さん自身も孤立している養育力の低い人であれば、産後にケアできるような、そういう複合した機能を持つようなところをつくるとか、そこで育児力を高めてもらうとかということが大事だと思うんですよ。

ですから、そこはやっぱり医療もどう考えているのかという、口だけではなくて、そこら辺もみんなで知恵を出す必要があるのかなというのは、1点ある。あと母子支援施設なんかの利用というの也被言われている中で、乳児ということは、ないかもしれないですけど、そういう人たちを入れて、どう支援していくのか、支えるのかということも1点考えていけるのかなと。

幾つかのいろんな可能性を、セットで考えていくことができればいいのかというふうにはちょっと思います。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

今回、今後の見込みとあり方のところで、児童養護施設は出てきているんですけど、今、出た母子生活支援施設、1カ所しかないのであれなのですけども、その今後の取り組みの展望みたいなところは。

事務局（岩本）　　そこは前回2回目ですかね、オブザーバーとして来ていただいて、母子生活支援施設におきまして堺市の在宅支援といたしまして、堺市の母子をそこに入所していただいて支援できないかというようなことがあったので、まだちょっと事例はないんですけども、そういったところは新たな取り組みとして進めていければなというような予定というか、調整というか、していきたいなというふうに思っております。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○福田委員　　幾つか話題になった乳児の件なんですけれども、今回のビジョンにも出ているように、3歳未満は施設に措置しないという方向性が出ていると。これは結構、驚きのビジョンになったと思うんですけども、それは割と諸外国でも気をつけられている指針になっておりまして、要するにEUなんかだったら、どこどこだったら3歳未満の子どもを施設に措置するのがゼロになった国があるとか、一方でほっておいたら3歳未満の子どもを措置する割合がふえている国があるとか、この指針って結構強く見られていて、要するに乳幼児の親と子どものアタッチメントのようなものの重要性というものが相当意識されている。なので、子どもの命を守るという意味では、施設というのは、とても安定性が高いですけども、そこの大人と子どもの育ちというものをどう構築していくのかというときに、施設はなるべく使わないという方向性というのは、一定確認しておいたほうがいいと思います。

それについて、個の施設の話のときにちょっとオフトピックで申しわけないですけども、例えば保育所に預けられる月齢になったらもう優先的に保育所に入れるとか、産後ヘルパーのようなものを里親宅にも二重措置のような形でヘルパーさんが行けるとか、要するに預かった人が1人で子育てで困っちゃうよねみたいなことがないような体制を整えれば、一定里親というのは有効だと思いますし、多分、それを探っていく方向でないと、もちろんセーフティネットとして、愛育社の乳児ホームとかとても役に立つと思うんですけど、やっぱりだけじゃ無理ですよ。じゃ、4施設どこでもやろうかという話とは、またちょっと違うのかなというふうな気がしています。

それから多分、ビジョンが言っている地域分散化とは違う文脈での分散化になると思うんですけども、以前も言ったと思うんですけど、堺の特徴は4つの施設が結構、近接していることだと思うんですよ。ただ、そういったときに、このショートステイ・トワイライトステイを使うときに、使いやすいなというところと、正味、遠いわというところがあると思うんです。

そういった意味で、じゃ、堺市の面的な意味で、地域を社会的養護はどう支えていくのかということ、一定ここで書けたらおもしろいのかなというふうな気はしています。それが2点目ですね。

それから職員確保の懸念も話も少しされて、これは、これから大きな問題になってくると思うんですよ。ビジョンでいくと、職員の数をふやしていくというときに、ここで書いてくださっていることというのは割とこれまでやってきたことを中心に書かれていると思います。

福祉業界でいくと人材育成というか、人材確保の方策の1つって、やっぱりお給料だと思うんですね。要するに保育所が保育士をどう確保するかというときに、どれだけ乗っけていくとか、ヘルパーさんとか、介護福祉士もそうですが、やっぱりそこにキャリアパスを設けるなどして、一定、乗せていきますよというものを明確に打ち出すことによって人材確保ができるということを考えたときに、社会的養護の分野でもこれだけレベルの高い実践が求められるのであれば、それに見合った対価をどうこれから入ってくる人たちに見せていくのか、そこは一定書き込むなり、課題として書くなりしないと。そこは難しいで、でもちょっとぼちぼちですよというのでは、なかなか人材確保は難しいのかなというふうに考えます。

○伊藤座長　ありがとうございます。

大きく3点ご意見いただいたんですけど、1点目の施設なるべく使わない原則の確認ですか、3歳未満児の里親さんの確保の問題とか、地域格差のことについては、きょう、ちょっと調整中ということで示されていないですね。4施設、それぞれ小規模化と多機能化とかの計画が多分あると思うので、それがもう少し、次回とかで示されたときに、それぞれの施設がどんな機能を持って、どんな役割分担をしてというところを、次回、議論できるのかなというふうに思います。

そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局　そうですね。受け皿として、やはり里親80ぐらいというふうに言いましたけれども、不調であったりとか、もしかしたら養育里親さんがそこまで確保できないというような場合とかもあったりとかしまして、そういうような事態に陥らない、陥ったときにはやはりそこで施設のほうの受け皿というのが必要になってくるというふうにも理解しております。そういった地域の事情に応じた、やはり堺市としての受け皿というのは、きっちり見ておかなければならないというふうに思っていますので、そのトータル数を、まず押さえるということと、あとは本体、地域、分園とかという形で、どれぐらい出せるのかというところ辺の絵というのを、皆さんにお示ししたいなというふうに思っております。

○伊藤座長　それは次回の懇話会で検討させていただきたいと思います。資料の準備等、よろしくをお願いします。

3点目の職員確保と人材育成の点につきまして、労働条件といいますか、職員さんを確保するために、そういった見せ方みたいのところと予算の確保等々、問題提議されたと思うんですが、このあたり、井上委員はどうですか。

○井上委員　やはり、今、福田委員おっしゃられていましたけど、結構難しいのが小規模化

になりますと、やはり職員が続かない。これは、金銭の問題じゃなしに、本当にもう精神的にまいってしまう、アウトバーンしてしまう職員が非常に多いということは、全国の例からでもはっきりしていると思うんです。

ですから正直なところ、大舎制で職員を雇う。平均勤続年数ですね。そちらのほうが、今まではるかに高かったと思います。

ところが、小規模化になればなるほどもう、例えば東京のある施設を見学させてもらったときでも、やっぱり平均5年ぐらいしかないと、そういうふうに施設長さんはおっしゃっていました。

ですから、やはりその辺の問題です、根本的にどう孤立化を防ぐかとか、そういう部分をあわせて解決していかないことには、多分、いつまでたっても人材確保の問題というのとはなくなっていかないし、今後ますます難しい問題になるのかなというふうに、これはすごく懸念しています。

だから、変に研修云々ということもあるんですけど、研修1つとりましても、堺でも小規模化している施設というんですか、ユニット型の施設にもう100%なっている施設があるんですけど、やはりその施設から研修に出す人材が、人を出せないというふうな話をよく聞きます。

ですから、やはりそういうことを聞いていきますと、そちらのほうの問題もかなりあるのかなと。

大変、今後、ますます人が必要に、だから国の指針で言うてますような、それだけの人数では足りない。

例えばイギリス型のもう子ども1人に対して職員3人ぐらいいてるような、笑い話で言うんですけど、それぐらいでなかったら本当に、この小規模化というのは実現できへんのと違うかなというぐらいの気持ちで、やはり私たちは思っています。実際に、せめて子ども1人に対して職員が1.5人とか、いいと思います。いい言うたらちょっとぜいたくなんですけど、それぐらいでなかったら、やはりこれは難しいのかなと。

○伊藤座長　ここでは人材育成等について、研修計画ということで、職員のスキルアップとか、専門性の向上みたいなところと、連携、バーンアウトの防止といったところでバディシステムといったものを挙げられているんですけども、これ以外にもっと職員をサポートするような仕組みが必要ということと、あと十分な人材確保、予算を含めてですよ。

そのあたりはいかがですか。

○事務局 予算という意味では、もう既に分園型であったりとか、地域小規模化というところで、正職、常勤職員さんを1人つけましたら加算という形で国のほうでも制度化しているような状況があるというところです。

また、先ほど4人で4単位というところ、4人の子どもさんに対して4人の職員で見るということなので、もう1対1というような状況ですけれども、そういうような状況に職員さんを配置したならば、今年度からですけれども、加算もつけるというような形の方向は出ていっています。

ただし、お金の部分では、措置はされているような状況なんですけど、人が集まるかどうかというところは、私も就職フェアとか行かさせていただいて、なかなか実感としてお金が上がったからすぐ来るかというようなことは課題としてありますけれども、しかしながら低いよりは高いほうがいいというところがございますので、こういった予算面というのを、もっともっと活用していただいて、人材確保に堺市も、施設のほうにも、協力しながら努めていかなければならないというふうには思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○加藤委員 すごく大変な仕事を担っている割には、やっぱり社会的認知が低い。だから続かないし、しんどくなるということは、やっぱりあるかなと。研修も、施設の先生だけで研修してるんじゃないで、もっと開かれた、例えば、児童養護施設だけじゃなくて、ほかの施設の人との交流であるとか。一緒になってやっていくと、ああ、施設ってこんなに工夫してるんだとか、グループのユニットの問題なんかも、こんなにあるんだなというような、ちょっとはけるような分と、知り合えるような分というのが、そういうもうちょっと広い、交流の場というよりは研修の中に他職種を入れてしまうという、そういうことで施設のことをもっと知ってもらおう。意外と知らないですよ、周りの人たち。だからやっぱりそういうことで地位を上げてもらおうという。

やはりプロフェッショナルなところを、もっと強調していってもらおうというのは、すごく大事なかなと思うので。

研修ももうちょっと広いというか、地域の人と一緒に、家児相であったり、保健師であったり、養護の先生であったり、いろんな人と一緒に交わるということは大事やと思います。要対協で、やっているということだけど、実際にその研修の中で組み入れられているわけじゃないし、施設の先生中心のプログラムという中に入れてもらおうという、

そういうこともちょっとあっていいのかなと思います。

○伊藤座長　ありがとうございます。

○門屋委員　今、加藤委員のお話から、例えば里親会だと里親サロンとかしてるじゃないですか。例えば、子どもたちって施設の中でどんな暮らしをしてたのかとかというような、そういう情報交換、里親サロンと小規模の職員さんとの合同サロンとか、そういうところで里親にももちろん守秘義務がありますので、サロンで共有した会話は、もう他言しないというところのくくりも、その辺のルール設定もあるので、そういったところで、お互いの情報共有していくというか。ある意味、里親家庭って、小規模・高機能の施設の1つになるかと思うんですけど、その中でやっぱりアウトバーンしちゃう里親さんがいて、アウトバーンしない里親さんがいて、じゃ、しない里親さんって、どんなふうに子どもを養育しているんやろうとかというところを、私なんかはよく参考にさせてもらうんですね、上の方を見ていて。

そうしたら、私よりははるかにすごく気持ちに余裕があるなど。こんなにゆったりと、子どもを育てていいんやと思ったら、私自身ももっとゆったりとすればいいんやって。こうしなければならぬと思うと、すごくしんどくなるけど、もっとゆったりとしていていいんやと。もう究極、子どもは生きていたらいいんやまで思うようになると、ある程度、それ以外のところは許せるというか、そこにまで至るまでの過程はすごくしんどいんですけど。生きてたらいいんやって思えるまでのことを、やっぱり上の先輩方から教えていただけるので、少々、何か悪さしようが、少々何かしようが、ああ、生きてたらもうそれでいいんやという思いを持てる。そうなってくると、これは人数の話かという、言ったら1人の中の気持ちのありようというか、心のありようというか。アウトバーンしちゃう、多分職員さんの思いも何となく、何となくなんですけどわかるがゆえに、だからこそ自分自身がもう少しゆとりを持つと、自分自身が楽になるのと違うのかなというのは思ったりしますね。

○伊藤座長　ありがとうございます。今、加藤委員と門屋委員からお話がありました。

まず、福祉施設、養護施設の職員同士の研修とかそれだけではなく、多職種との合同研修で、その中で施設職員の専門性とか、こういう役割を担っているというところは理解してもらうようなアピールできるような機会を設けるということと、里親さんと職員さんとの交流ですとか、合同研修みたいな機会を設けて、相互理解とか、相互の役割分担とか、そういったこととか、バーンアウトしないためにバーンアウトしてない人たちの成功事例というか、グッドプラクティスを聞いて援用していけるような機会をというようなご意見でした。

ちょっと個人的な話になって恐縮ですけど、別の自治体で去年から、里親さんと養護施設の

職員さんとの合同研修会をコーディネートして、今、やり始めたんですけれども非常に好評ですね。どちらの人にとってもすごく学びが多いとか、措置変更になった事例の検討したりとかしているんですけれども、なので、これは実現できそうなことかなと思いますので、ちょっとまた計画の中に入れてもらえたらというのが1つあります。

あと、養成校との連携というところが、②の職員確保の方策のところであります。これまでも実習生を受け入れられて、ボランティアも受け入れられてやってきてはと思うんですけど、なかなかそれが確保とか就職につながってなかったりしている部分もあろうかと思うんですが、神奈川県なんかは、養護施設のPR、DVDを、短い動画をつくってユーチューブとかで配信してますよね。それを結構使って、学生とかに見せるとちょっと興味を持たれたりとかというのもあるのと、あと大阪府は児童心理治療施設がPR動画をつくって、DVDを配信したりしてますけど、そうやってわかりやすく社会的養護の魅力ですとか、職員の仕事の内容とか、子どもたちの様子とかがわかるような何かアピールできるものをつくっていくというのも1つ案として、プランとしてはありなのかなというふうに思ったりします。

そろそろ次の議題に移ろうと思いますが、ほかの委員の先生方、大丈夫というでしょうか。

では、議題3に移ります。「社会的養護自立支援の推進に向けた取組について」、事務局のほうから、ご説明よろしくをお願いします。

○事務局 資料3の説明をさせていただきます。

「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」ということで、大きく2つ言われております。

<国の方針・方向性>でございますけれども、社会的養護自立支援事業と就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県におきましては、計画を策定することというふうに言われております。

また自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取り組みとして計画を策定することということで書かれております。

まず、現状の取り組みとしまして、社会的養護自立支援事業の説明をさせていただきます。

28年度の法改正を踏まえまして、里親の委託であったりとか、児童養護施設への入所の措置を受けていた者で、18歳、措置援助の場合は二十ですけれども、到達によりまして措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を実施することを目的として、この事業が創設されております。

これを踏まえまして、堺市では2つの取り組みをやっております。

まず、1つ目の自立支援業務ですけれども、これは社福法人のほうに現在、業務委託で実施しております。支援コーディネーターさんを置いたりとか、生活相談担当職員さんであったりとか、就労相談職員さんを置きまして、支援の計画であったり、生活相談、就労相談を実施しています。

また、自立の支援の1つとしまして、ソーシャルスキルトレーニングにおきまして、ビジネスマナーであったり、話し方などなど、生活を始める上で必要な知識、生活技能等を習得するための支援を実施しているところでございます。

2つ目の箱のほうに移らせていただきます。これは補助金の説明になりますけれども、下の3行ですけれども、「原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、安定的な住まいの確保等、必要な支援」、これは施設のほうで住んでいるイメージなんですけれども、措置解除後に、引き続き施設のほうで22歳まで住む場合につきましての居住費、生活費のほうの補助をさせていただいているというような取り組みを現在、しております。

次のページに移りまして、今現在、児童養護施設等で行っております、リービングアフターケアの取り組みの説明をさせていただきます。

さかいアフターケアセンター事業といたしまして、ここは、堺市を退所しました児童が堺市で就職しまして、その後も定着できるように関係機関と連携しながら、特にここを強調させていただきたいですけれども、地域に根ざした支援を、うちの堺市の児童家庭支援センターがやっているというところでございます。

先ほど、事例調査でありましたとおり、施設退所者の半数近くというのが、就労や生活について漠然とした不安を感じているというような調査結果がございました。ですので、施設退所者とのかかわりを持つためにも、入所するときから、お仕事セミナーであったりとか、職場体験であったりとか、顔の見える関係性をつくって退所後の支援を行うというような取り組みを現在やっているところであります。

また、困ったときの相談相手としまして、施設職員さん、里親さんを挙げているというのが、先ほども言いましたとおり、48.4%というところでございましたけれども、里親さん以外にも、この例えば児家センの職員が顔をつなぐことによって相談支援を今後できるというところがありますので、児家センにおきまして、「アフターケアだより」などなど発行しまして、情報提供を行っているというような取り組みを現在、実施しております。

2つ目の箱になりますけれども、「身元保証人確保対策 事業」というところです。

児童の自立支援をする観点から、児童養護施設等の施設長が、身元保証人となりまして、損

害賠償保険等々を負担しております。どんな保証人かといいますと、大きく2つで、就職時のときの保証人と、あとアパート、住宅を借りるときの保証人というところで、施設長さんが保証人として保険料をお支払いして、国のほうの補助金も出てるというような状況になっております。

最後の3つ目の箱になりますけれども、大阪府の実施している事業としまして、自立支援の貸付事業等…です。2行目になりますけれども、家賃相当額の貸し付けであったりとか、生活費の貸し付けを現在、大阪府の事業として実施しているところでございます。

これが現状の取り組みです。

今後の取り組みとしまして、(3)ですけれども、就学者の自立生活援助事業になりますけれども、これにつきましては、先ほども説明しました社会的養護の自立支援事業と同じイメージでございまして、自立援助ホームにおきましても22歳の年度末まで引き続き支援が受けられるようになります。といったことから、就学者自立生活援助事業が創設されました。これによりまして、自立援助ホームで引き続き生活する方に対して、支援メニューを今後作り込んでいく、検討していくというふうな形で考えております。

説明のほうは以上です。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

それではただいまの説明につきましては、委員の皆様からご意見、ご質問等頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○山縣委員　　質問と意見なんですけれども、質問は、11ページの3つの事業があつて、まず下の2つですけども、児童養護施設等となっていますが、これは里親も含まれていると考えていいですね。

○事務局　　はい、いいですね。

○山縣委員　　それから一番最初の枠は、堺市の施設を退所した児童が堺市で就職すると、事業対象を示してあるんですけど、これは、どれぐらい厳密に。例えば里子さんはだめなのかとか、堺市以外で就職する子はだめなのか。

○事務局　　それはちょっと書き方でして、別にそこはそんなことはないです。

○山縣委員　　ですよね。誤解を生みそうなので。

○事務局　　誤解を生んでしまいますので、そんなことはないです。

○山縣委員　　利用するかどうかは、本人さんの希望ですね。

○事務局　　はい、そうです。

○山縣委員　それが質問で、意見は1つ。子ども・若者支援法の施策も、養護施設とか児相になかなか帰りづらいお子さんもいらっしゃる。来やすい子もいるし、来にくい子もいる。そうしたときに、できるだけ来やすくしようという方針が当然一方あって、もう一つはだんだん大人になっていくのだから、ずっと社会的養護の枠でケアするよりも、子ども・若者支援法に基づく就職とか生活支援のほうに乗っかる子どももいてもいいのではないか。特に就職なんかしてしまうと、そういう施設の子はごく少数になって、地域の子のほうが多くなるわけですから、そういうふうな書きぶりがちょっとあってもいいのかなと。そういうところとの連携とかですね。というふうなことをちょっと感じました。

○伊藤座長　ありがとうございます。

　実際、若者サポートステーションとかと連携しながらやられているケースもありますよね。

○事務局　そうですね。施設のほうに、子ども・若者、ユースサポートセンターの職員が、実際、児童家庭支援センターの事業の中で、施設の子どもさんを集めてユースサポートセンターの職員が講義をするというようなこともありまして、ユースサポートセンターの機関の紹介とかというの、そのときにやっているというようなことはございます。

○伊藤座長　それも現状の取り組みと今後の推進のところに、ちょっと入れておかれるといいかなと思います。

　ありがとうございます。

○山縣委員　同じような意味で、民間活動だから勝手に入れてはいけないのかもしれないし、今、引き続いているかどうか、ちょっと私、フォローしてないんですけども、大阪は青年司法書士会さんが頑張って、結構いろんな取り組みをやってこられたと。ああいうあたりを勝手に書くと誤解あるかもしれないので、そういうのを活用、もっと積極的にしたらとか。結構、堺でもやっておられますかね。

○伊藤座長　司法書士さんが入ってアフターケアというのは、私も聞いたことありますけど。

○山縣委員　アフターケアというか。

○伊藤座長　アフターケアというかリービングでしたっけ。

○山縣委員　いろんな研修とか、職員向けとか子ども向けの詐欺被害に遭わないためとか、弁護士さんほど、すごいものじゃなくて、本当に日常のいろんなことについてのことをやってくださって。

○事務局　児童家庭支援センターでアフターケアの中で、法律講座というところでは、実

際、司法書士の方が講義をしていただいている部分がありまして。

○山縣委員 司法書士が、半日ぐらいのプログラムを持っているんです。そのパッケージを施設にも、私がかかわってたころは、たしか無償で、ただで、こんなのをやってくれるんだというようなのがあって。

今でもあるんですか。今はもうなくなったの。

○井上委員 今はほとんどないです。どちらかというとアフターケア事業は大阪府の、それで一応、子どもたちが行っている、その中のパッケージの中に入っているイメージですね、全体の中に。

○山縣委員 そっちのほうに入っている、全体のほうに入ってるんですね。昔は個々の施設が呼んでも来てくれてたんですけど、そうか、なくなっちゃったんだ。勉強不足でした。

○伊藤座長 ほかいかがでしょうか。

○中村委員 ちょっと私も教えてほしいんですけど、11ページの真ん中の辺で、アフターケアセンター事業ということで、児童家庭支援センターを知ってもらうためについて書いてあるんですけど、このこういう職員とか、里親じゃなくて、子どもたちにセンターに行つてねという、そういう意味ですかね。

○伊藤座長 これはどうですか。

○事務局 そうですね。

○伊藤座長 そうですね。

○中村委員 ということは、先ほどと同じように、行つてねと言って、関係性がないときに行けないじゃないですか。どこの何をしてきているのみたいな、そこら辺のやっぱり、就職前から自分の施設で併設されているのは知っているけど、ほかのところは知らないよとか。併設されていても転勤していなくなるよということもあるので、一体、どういうもので、どんなことをしてくれているのかということとそこら辺のつなぎと、やっぱり信頼関係というのか、そこら辺をどう構築するかということも中に入れていただきたいというのは思いますね。

○伊藤座長 施設に入所しているときから、出たら、ここが児童家庭支援センターが相談に乗ってくれるよというような、リービングケアの段階での情報提供ですよ。

○事務局 まさしく、先ほど福田委員からも、第三者との大人とのかかわりというものの中で、児家センの職員というのが第三者というところになるかなというふうに思いますので、ここに書いていますとおり、「アフターケアだより」を発行したりとか、勉強会とかというところの中で、施設の子どもさんと呼んで児家センのルールで講義を聞いていただく中で、児家セ

ン職員との顔つなぎというか、かかわりというのをどんどん持って行ってというところでの今取り組みをやっているんですけれども、もっとこれを飛躍的な形で、顔つなぎが行えるような形での課題というのは、こちらも認識しておりますので、今後も引き続きやっていきたいなと思います。

○伊藤座長　あと、ここに載ってないんですけど、もう今やっていなかったらあれなんですけど、今、大阪府管のある養護施設で、大阪中小企業家同友会の人に定期的に来てもらって、職業、仕事の話とかグループワークをしてもらっていて、そこに堺の養護施設の子どもさんも何人か参加しているんですけど、それは施設として、連盟として、そういうのは余り把握してないと。

○井上委員　堺の4施設、全て大阪府の部会にも参加していますので、その関係で、そちらで案内があった事業については全て参加できるといいますか、施設の判断で参加したり、してなかったりはしています。

○伊藤座長　それも結構、就労に向けての、就労の準備の取り組みになったりとか、実際に就労体験をさせてもらったりとかもしていて、特別支援の子とかが、なので、そういったものもちょっと。

○事務局　それプラス堺市の児家セン独自の取り組みとしまして、社長さんが集まっているような協会があるんですけれども、その社長さんであるとかというのを呼びして、子どもさんに社長さんの生い立ちであったりとか、経験であったりとかというのを聞いて、あと一緒に御飯を食べたりとかというように施設に来てもらって御飯を食べたりとかというように取り組みをして、第三者との顔つなぎという部分については年に1回やっているような状況です。

○伊藤座長　ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○中村委員　まず、11ページ目の「今後の取組」というところなんですけども、これは2行目のところで、満22歳属するって書かれてるんですけど、これは4年生大学に進学されたことを想定してのものだと思うんですけど、細かいお話で恐縮なんですけど、満22歳に達する日の属する年度末までということなんですかね、これは。年度の末日なので、一応、卒業のところまではカバーはできるということなんです。

○事務局　そうです。

○中村委員　それはよかったです。よく措置延長とかで二十までってなってきたときに、短大とかに属してる子とかで二十までとなってくると、じゃ、二十から卒業までの期間が

保障されない部分もあったりして、そこがちょっと悩みどころかなと思ってたんですけど、年度末というところまでフォローされていると。

○事務局　これは社会的養護の分も含めて、全部年度末まで見れますので、大丈夫です。

○中村委員　22歳というところが、留年、浪人ができないというところも出てくるんか、そこは仕方がないところなのかなとも思いますけれども、ちょっと頑張っていたらなと思うところがあったりすると。

あと、困ったときの相談相手、同じページの「さかいアフターケアセンター事業」のところに書かれているところなんですけど、困ったときの相談相手として、職員さんや里親さんを挙げている人が50%弱ぐらいいるというところなんですけど、あとの残りの50%の方がどうしているのかなというところがある。

私も自分が悩むところもありまして、弁護士として、未成年後見人という形で未成年者の方にかかわることはあるんです。いわゆる社会的養護にある方の自立を支援するために後見人に選任されたケースというのが幾つかあるんですけども、やはり二十までどうにか送り出そうと思ってかかわりは続けるんですけど、その後の連絡が途絶えてしまって、どうなっているのかわからないということも、まああって、本当はこういった連絡がとれなくなる、相談を出せない人というところが、一番課題なんだろうなと。

ちょっとページが戻ってしまうんですけども、4ページ目の退所児童への意見聴取のところも、例えば回収率が43.9%やと。アンケートが回収できている人は、まだ連絡がとれているからいい部分はあると思うんですけど、じゃ、この回収できていない人って、どういう形になってるのかなと。これが余りレッテル張りになるような言い方になるんで気をつけなければなりませんけども、私もここ二、三年ほどは、いわゆる犯罪少年やあとは成人になってから犯罪を犯した方とかかわる中で、やっぱり社会的養護からの自立に少しつまづいた方というのは一定おられて、そこらあたりまでここでどうやって取り上げるかというのは難しいところではあるんですけども、なかなかやっぱりすくい上げる、調査票が返ってこないであるとか、相談相手がいないといったところで、そういうとこに落ち込んでしまう子というものも一定いるんだろうなと。

なので、場合によっては、この部会でやることではないかもしれませんが、一定、犯罪非行傾向に陥ってしまった人たちに対して、何かフォローできる場所もあればいいかなと。

明石市なんか、そういう取り組みを始めたというようなのも、ちょっと新聞記事で読んだり

もしましたけれども。なので、アクセスできない人への退所という、ここはもう一つ課題としてあるかなというふうには思いました。

○伊藤座長　ありがとうございます。これは、だから養護施設に入所しているときから、各施設で退所するときに連絡先を聞いておいて、各施設がどれだけ退所者名簿みたいなものをきちんと更新し続けることができるかみたいな、連絡をとり続ける関係をつくっていけるかというのを、各施設さんにぜひお願いしたいところですよ。

○事務局　そこは今、施設さんと子ども相談所と我々家庭課のほうで2カ月に1回程度、検討会をしまして、このアフターケアの調査の結果を踏まえて、先ほど中村委員が言いましたとおり、つながっている子はいいんだけど、全然、つながらないという子を、今後、どうしていくかというところをやっぱりクローズアップしなければならない。じゃ、インケアのときに、どのような支援が必要なのかというところら辺は、やっぱり考えていなければならない、なかなか答えは見つからない部分はあるんですけども、複数の第三者がかかわるといことになると、これはやっぱり施設の職員さんと密接な関係性を持っていく。それにおいては経験年数、その職員がやめないようにするというような取り組みというのが必要やなというところは、議論はしているところなんですけれども、一定、そういうようなつながらないお子さんについて、どういうふうに取り組んでいくかというところを、やっぱり課題として、今、ちょっと検討したりして、不定期ですけどやっております。

○伊藤座長　ありがとうございます。

○福田委員　この計画とまた関係ない話なんですけど、今、中村委員の話聞いていて、はっと自分で、整理できてなかったと思ったんですけど。未成年後見が18歳で切れますよね今度。そうしたときに、今、大阪ぐらいで考えて、社会的養護のほうで未成年後見人がついてるのはどれぐらいで、それが二十から18歳に下がったことによって起こる問題というのはどんなことがあり得るかというのは、検討されているんですか。

○中村委員　そうですね。例えば、施設から出るとき18歳だと。そのときに私たちが親権者はいるけれども、親権者としての役割を果たしていないときに、親権を停止して、未成年後見人をつけて、後見人が親権を担う形で自立を図っているということはあるんです。やはり18歳成人になってしまうと、もう一つあるのが、児相調申し立てで未成年後見人の選任申し立てをしたときに、厚生労働省が支援事業を行っていて一定費用が出るといったところで、18歳、19歳の子どもに対する支援が手厚くなってきた部分があるんですけども、それが成人年齢引き下げによって、どう影響を受けるかといったところは、私たちもちょっと注目してい

るところでもあって、一応、その社会的養護のこれまで進めてきたところを後退させてはいけないというような附則はついてるんですけども、どう動いていくかということは、今まだわからないところではあります。

○福田委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○山縣委員 何か、さっき私、顔の見える関係がいいよねみたいな話をしましたけど、実際、出た後、やっぱり難しいなとも思っていて、顔が見えない中でもつながれる方策というのは別途考えておいたほうがいいかなと思っています。

アフターケアセンター事業の概要の中に、「アフターケアだより」のことが書いてありますので、それに関連して言うと、多分、今、若い子ってスマホを持っていて、インターネット環境で、どうにかやってつながるといふことがあると思いますので、そのSNSでつながるとか、それからツイッターであるとか、インスタグラムであるとか、そういった中で、要するにアフターケアセンター事業でこんなことをやっているよみたいな話が流れてくるとか、そういったものを必要な子どもが情報をつかまえてやってくるみたいなイメージの、全然顔はつながってないんですけど、ああ、こんなことをやっているんやみたいなことがわかるみたいな環境を、出た子どもに提供する方策があって、そこにどんな中身が載ってくるのかなみたいな話にはなってくるとは思いますけど、一方、そこらもちょっと考えておいたほうが。

実際、100%つながるのは、なかなか難しいと思うんで、そこはちょっと検討しておいてもらったほうがいいかなと思いますね。

○伊藤座長 そうですね。SNSの活用は大事ですね。特にツイッターですね。若い人のあはれは絶対ツイッターなので。

ありがとうございます。

そろそろ時間になってきたんですけども、リービングケア、アフターケアの取り組みの推進と今後の取り組みの中で、やっぱり就労支援、就労に関する支援が非常に多い一方で、進学に関する支援、リービングも含めて、進学支援の部分がちょっと現状少ないかなというような印象をこの取り組みの中でも受けますので、ちょっとこれ、現状の取り組みと推進をずっと書いてもらっているんですけども、進学支援に関するものと就労支援に関するものと、よろず相談というか、生活支援とかハウジング、住宅支援とか、何か目的別に整理をしたときに、やっぱり足りないものとかが見えてくると思うので、ちょっとそういう整理をした上で就労以外

の自立支援をどう充実させていくかというのを、ちょっと今後の取り組みの検討課題として入れていただけるといいかなというふうに思います。

もう時間がないので余り聞けないのですが、大学進学率ですとか、進学した後の中退率とかも非常に気になる問題であって、そういった学習する機会の保障ですとか、就学支援みたいなところを、ちょっとリービングアフターの中に入れていけるといいなというふうに思いました。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で議題の1番から3番が終了いたしましたので、続きまして報告案件に移りたいと思います。

堺市児童養護施設部会からご出席いただいています、井上委員より資料4に基づいて、調査報告をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○井上委員　そしたらご報告させていただきます。

まず、この調査なんですけれども、一番最初に、「堺市と大阪府ではH30年2月に調査実施」と書いていますけど、もともとこれは厚労省がやっております全児童養護施設の子どもの実態調査、それをもとに大阪だけで再度集計し直した、そういうような報告の中身でございます。

それで、その中で大阪府と堺市とが共同で一応は調査をいたしました。その中の堺市の子どもの情報だけを抜き出してきました、こういうふうな調査報告という形をとらしてもらっています。

まず、この内容に沿いまして、いろいろ説明させていただきます。

まず1枚目です。堺市の児童養護施設の入所児童の特徴、基本情報というところでございます。

入所児童数、人数です。今、この調査時点では300名というふうになっております。この辺はもしかしたら、相談所さんの数字と若干ずれている可能性もありますのでご了承ください。

あと、入所児童の年齢構成もごらんのように、未就学が23%、小学生低学年が18%、小学生高学年が23%、こういうふうな人数割合になっています。

入所児童、実際に施設の中に入っている子どもたちの年齢構成がこういうふうになっていると。

その右下のほうの入所時の年齢というのが、こういうふうな割合になっていますというところ  
ろです。

次のページです。

いろいろな検討させていただいた中で、まず、入所期間ですね。施設に入所している子ども  
たちの約6割、58.7%が5年未満で、もう退所しているということです。入所期間ゼロか  
ら5年ということは、5年未満でほとんどが退所、6割が家庭復帰をされている方がほとんど  
というふうになっています。これは何かというと、やはり子どもたち、施設で一番重点的に考  
えていますのが家族再統合という部分を最重点におきまして、そこを一生懸命、各施設でやっ  
ているというところになってくることかと思っております。

それでやはり15年以上というのが、本当にもう0.3%、10年から15年も27%、両  
方足しましても3割に満たないと、それがもう長期入所という形になっております。

それとあと④入所経路というのが、家庭から、乳児院からというところになっています。そ  
れが、もうほとんどですね。大体、8割、9割近くがそういうふうになっております。

それで、入所時に心身に障害を持つ児童の割合、これが、堺市内の入所児の48.7%、こ  
れが何らかの障害を持っているというふうにこの調査ではなっています。

やはりこれは堺市自体に障害児施設がない、入所施設がない、そういう子たちが、このまま  
顕著にあらわれているのかなというふうに思っています。

それと次のページに移らせていただきます。

もう一つ、堺市で特徴なのは、75%が被虐待児だと。これはもう全国平均から見まして  
も、はるかに多いですし、府内、府管施設の中でも堺市だけ突出している部分という形になっ  
ています。

それで③の入所理由ですけれども、ごらんになったらわかると思いますけれども、かなり虐待理  
由というのが非常に多いです。父の死亡とか、母の死亡とか行方不明とか、そういうふうな理  
由よりも明らかに。あと特徴的なのは、精神疾患ですね。ご両親が精神疾患等で養育できない  
というのが非常に多いというところもございます。

ただ、これは複数回答というところにもなっていますので、実際に、精神疾患が原因で子ど  
もたちに虐待しているというような可能性もあることはありますので、その辺の細かい集計は  
ちょっと今回の調査ではできておりません。

次のページです。④問題行動。専門的支援の必要な子どもの割合のところ、心理的対応3  
5.0%、医療的対応19.3%、これは本当に全国で統計をとっている平均値よりもはるか

に多い人数が、堺市での子どもたちの実際に入所してくる子どもたちにあらわれていると。行動上の問題が36.7%と、全国はもう12.6%少ない、26.1%ですから。これを見ているとやはりそういう専門的な部分で入所できる施設等々が堺市にはないということも影響しているのかなというところを感じております。

次に下のほう、(3)に行かせていただいて、「家庭との関係」です。

これは、例えば、先ほど申しあげました10年から15年以上の子どもたちでも、親との関係が全くないかということ进行调查していきますと、やっぱり保護者、家族との関係性が常に持続しているという子どもがほとんどでございます。ですから全く交流なしというのは、本当にもう2割ほどの、これも別に施設の入所期間が長い短いにかかわらず、全体で21.0%の子どもたちが親との交流がないという形になっています。その中でやはりなかなか多いのが、先ほど申しあげました、ご両親のうち、特に母親の方が病気で入院しているとか、あるいは犯罪を犯して刑務所に入っておられるとか、そういう方が結構いらっしゃる関係で、こういうふうになっているのかなというふうには思っております。

その次のページです。入所期間5年未満、これは先ほど、ご説明させていただきました。それの人数、実際の人数、6歳以下が69名39.2%、7歳から12歳が65人36.9%13歳から15歳が21%、16歳以上が20人11.1%という形が出てきています。

先ほど言いました入所期間5年未満で保護者と全く交流なしが21.0%、先ほどの数字と一緒にですね。そういう形になっております。

この結果を見ていると、入所している子どもたちのほとんどが親との交流を持って、家族再統合のためのプログラムを相談所と施設側がある程度協働しながら、親御さん、実母、実際の親御さんに対してのアプローチを続けていると成果がここに出てきているところです。それの、一応、入所期間が5年から10年96人、いろいろありますけど、その下に書いていますけども、その中で一時帰宅とか、親御さんのもとへ帰る、実際に全て措置が終わってしまっただけで帰るということを除いた一時帰宅、一時的に帰宅している子どもの割合が、こういうふうにならなくて43.8%とか28.6%、そういうふうになって出てきています。

それで、次が(4)というところで、やはり保護者というのはもう社会的に常識のない方が非常に多いので、そういう部分で、かなり施設側も対応に苦慮している部分というのを、こういう形で出しています。

69.0%の保護者が、職員との関係構築が非常に難しいと。これはやはり先ほどちょっと言いましたが、バーンアウトしてしまっただけで最終的にギブアップしてしまう、職員がギブアップ

してしまう要因の大きな要因の1つになっていることは確かでございます。

続きまして、これらの調査結果から考えられる考察というところで、次にまとめています。

## 【2】と【3】、考察とまとめ。

もともとこの調査をどうしてやろうかということになったときに、やはり一番のものは、厚労省の今回のビジョンについてもそうなんですが、大阪府はかなりもう昔から難しい子どもたち、難しい親御さんの入所が多くて、その中で家族再統合を積極的に進めているという施設が、ほとんどの施設でございました。その中で、やはりよその他府県とは、一体どういうところが違うかというところをもう少しきちっと調査できたらいいというところで、そうしたら、今回のビジョンに関しても、もともとの考えは、専門性を持ちなさいとか、いろいろのことを言われてますが、もともと大阪府自体の、そういう部分がかかなり専門的な部分を担っていて、かなりの難しい子どもたちを施設が預かっている、それも結構大きな単位で預かっている。ある意味で言うたら言い方が悪いですけど、施設の児童心理治療施設化という、その中でやっぱり子どもたちの難しさという部分が、もう少しあらわれてくるんじゃないかというところで、絞らせてもらってやっています。

ですから、考察の中でもやっぱり48.7%は心身に何らかの障害を有していると、これは先ほど説明させていただきました。

その中でも知的障害が18%というところになっています。

ADHD、LD、ASD、発達障害ですね。これが11.3%、入所児童の約1割を超えます。

というところが堺市の施設です。虐待児童の割合も75%、だから正直、これだけ見ているだけで堺に入っている子どもたちの状態を考えると、施設が今、崩壊せずにいるという部分が、やはり職員がかかなりの専門性を持って、しっかりとしたチームワークでやっていっている。ですから、今の施設の社会的養護で、入っている子どもたちを施設で見ているという部分が、本当に堺はすばらしいんじゃないかなという、これは自画自賛してしまいますんですが、やっぱり、そういうふうに思ってしまうですね。

その中で、やはり問題になっているのが、子ども同士のいじめや挑発、嫌がらせという、そういう部分がかかなり難しいことが出てきているというところなんです。

最後のほうで、子ども相談所との共同体制をもって、家族再統合を目指していくということを考えてます。

それとあと「まとめ」、これもある程度読んでいただいたらわかると思うんですけど、ほと

んど同じことを書かせてもらっています。

ただ、あとアウトリーチ活動を踏まえてフォスタリングとかは、やっぱり養育支援などの里親家庭、地域で困難を訴える家庭に対する支援も含めた取り組みが必要とされているということもわかっていますし、入所前、退所後の子どもの家庭へのかかわり方のあり方についても専門性を高めていくのは、必要な部分。

それで先ほどから言うてます、堺市における小規模化・分散化ということを実際に現実としてできるのかというところを、4施設というか、これは大阪府で最初シュミレーションしたのですが、えって思ったのが、地域小規模というんですか、地域に出す施設が堺市だけで40箇所以上になっていきます。これ、本当に持つんかと。堺市さんとしてできるのかなという部分、言うたらいろいろ補助金等ありますし、実際、そういう部分ができるのかなという部分が非常に疑問に思っていますし、10名以下の小集団で、実際にこれだけ難しい問題を抱えた子どもたちを養育できるのかという部分も、はっきり言ってかなり疑問を持っております。

それと最後に人材育成について、先ほどの話にもありましたけども、やはり保育園の保育士に対するいろんな補助、そういうのも調べていきますと、やっぱりいろんなすばらしい宿舍借り上げ支援事業とか、処遇改善とか、そういう部分でのプラスアルファがいろいろ出てきています。

そういう部分も含めて、やはり施設職員のほうにもプラスアルファが何かないと、やはり今後、人材確保というのは難しいのかなというところを出してもらっております。

一応、先ほど最終ですけど、やっぱり異業種との待遇差がなくなるようにという、そういうことで、それで終わらせて、締めくくらせていただいております。

ご報告は以上です。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

堺の4カ所の養護施設に非常に厳しい課題、難しいお子さんを専門性を高くケアしていただいている実態が、この報告から明らかになったかと思えます。

この調査の結果も踏まえて、今後、各施設の高機能化ですとか、里親委託を推進するということは、こういった難しいお子さんもお願ひしていくことになるので、里親委託推進、里親支援体制の整備も含めて検討していくということと、場合によっては長期的には堺市としての、堺市の社会的養護体制として、児童心理治療施設ですとか、児童自立支援施設、計画が進んでいるとは思いますが、そういった施設の必要性なんかも含めて長期的に検討していけたらと思います。

どうもご報告ありがとうございました。

それでは以上ですべての議題及び報告案件が、終了いたしました。

ここで委員の先生方から、何か改めてつけ加えること等ございましたら、お願いしたいと思  
いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは懇話会の進行を、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局 伊藤座長、ありがとうございました。

また委員の皆様につきましても、本日も貴重なご意見を頂戴いたしましてありがとうございます  
ました。

次回以降のスケジュールに関してなんですけれども、今回の4回目までをまたいで、策定項目  
10項目中、全体像を除く9項目を取り上げさせていただいたんですけれども、本日ありまし  
たとおり、施設の小規模化、高機能化・多機能化といったところが、全体の4施設がどう  
いった機能分化していくのかですとか、具体的な数字といったところが、まだお示しでき  
ていないところがございます。あと一時保護のところにつきましても、2回目で一時保護  
所のところのお話をさせていただいたんですけれど、一時保護の全体像というところも  
まだお示しできていないという部分もあります。

積み残しの部分というのが、全6回を予定させていただいてたんですけれども1回ふや  
させていただいて、もう1回開催させていただきたいと思っております。ですので、次回  
5回目が9月を予定している分が、本来は総括といいますか計画の素案というところだ  
ったんですけれども、5回目を今回、今までの積み残しのところの案件をご議論して  
いただきたいと思いますと思っております。

具体的な日程のほうなんですけれども、事前に調整させていただいております、9月17  
日火曜日、午後2時半からという形で開催させていただきたいというふうに思ってお  
ります。また、場所等につきまして、詳細含めましてメール等でご連絡させていただきます  
のでよろしくお願いたします。

9月17日火曜日の2時半からです。

あと、6回目の懇話会のほうなんですけれども、こちらちょっと日程調整させていただ  
いている分なんです、10月開催予定ということで、現在、候補日としまして、10月4日  
が最有力なんですけれども、あと10月10日か10月25日かというところで、ちょっとそ  
ちらにつきましては、この3つのうちから、近々日にちを確定いたしまして、またご連  
絡差し上

げますので、今のところ、この3日が仮押さえといいますか、メモしていただけたらと思っております。

あと、資料につきましては、今までどおり、本日の資料についてお持ち帰りいただいて結構ですし、また次回以降の懇話会におきまして、ピンク色のファイルのほうもまたつくらせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは以上を持ちまして、本日の懇話会を終了させていただきたいと思っております。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以 上